

○文部科学省告示第二十二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月一日

文部科学大臣 下村 博文

<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」という。)の名称</p>	<p>赤い服を着た若い男の肖像</p>
<p>指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>J・ポール・ゲッティ 美術館 (館長 テイモシー・ポット)</p>
<p>指定をした日</p>	<p>平成二十五年 三月一日</p>
<p>指定の有効期間</p>	<p>平成二十五年 七月二日まで</p>
<p>指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>独立行政法人国立美術館 理事長 青柳 正規 東京都千代田区北の丸公園三番一号</p>
<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間</p>	<p>国立西洋美術館 東京都台東区上野公園七番七号 平成二十五年三月二日から同年六月二日まで</p>